

### Ⅲ 狭間氏の活躍

#### 二 宮 修 二

狭間氏の活動については、記録として残っている部分が少なく、解明しにくい面もあるが、少ない資料の中で解明していきたい。  
まず、狭間氏の活躍について、大分県史料二十六巻の「挾間家譜」には、つぎのようにのべられている。

「文永十一年父兄と同じく、筑前国博多津蒙古襲来の役に出陣して、元賊を討、大いに功ある人なり、豊後国大分郡挾間村を食邑に賜ひ、其の所に世々住居す、其の地今の向の原・上市・下市・鶴田・海老家・古原・来鉢・中畑・平床・赤野・北方・東行・柏野・鬼ヶ瀬・池ノ上・等十六村の知といへり、弘安年間豊後国因田帳に日、大分郡阿南莊八十町領家室大納言、地頭守護所狭間尼公生蓮孫忠用鬼丸伝領、今又四郎直親、又同郡同莊松富名三拾五町狭間尼公生蓮跡同前とあり、因に云、真守が因田帳考証に尼公生蓮ハ、狭間直重の母阿波藤内左衛門女とある人歟云々、又四郎直親は直重の孫、狭間三世大炊助又四郎直親也、同氏代々の居城は、大分郡阿南莊龍原村権現岳なり、香華の院は向原村積翠山龍祥寺なり、当寺に狭間氏代々の木主及び過去帳古墳等疊々とあり、萬屋文章に龍祥寺に作れり  
中略

十七世狭間山城守鎮秀天正年中人、其の性寛にて武略有り、天正

十四年薩兵襲来の時、郡の権現嶽に籠城して攻守の節を全うし、武名高し、後天正十六年六月為讒（そしり）速見郡油布院嶽本村に戦死云々・・・以下略」

（出典 大分県史料（26） 挾間家譜）  
（二）、狭間直重の活躍

まず、狭間氏初代の狭間直重は、狭間大炊四郎とも呼ばれ、大友初代 大友能直の孫で、大友親秀の四男であることは周知の通りである。

「初代狭間大炊四郎藤原直重は、大友鼻祖大友能直の嫡子大友二世親秀の四男、大友頼泰の弟にして、文永十一年（一一七四）、父兄と同じく、筑前国博多津蒙古襲来の役に出陣して、元賊をうち、大いに功ある人なり、」とある。このことから、蒙古襲来に際して出陣し戦功を上げたことは明らかである。

又弘安三年（一一八〇）十二月八日付けで、鎌倉幕府の執権北条時宗から守護大名大友頼泰に、書状が送られた。その書状には「再度の襲来に備えて、警備を厳重にすること。守護、御家人の不和をなくし、国家大難の折、協力して外敵に当たれ、もしこの命にそむくものがいれば、永く不忠の重科に処す。」としており、出兵・警備に当たることを命じている。その命に応じて、直重は出兵し大功をあげている。

「増補訂正編年大友資料三」七号には、次の記録がある。

蒙古警古結番事

春三ヶ月 筑前国・肥後国 夏三ヶ月 肥前国・豊前国

秋三ヶ月 豊後国・筑後国 冬三ヶ月 日向国・大隈国・薩摩国

次に、狭間氏代々の氏名を記し、参考にして、その活躍の様子を考えていく。

狭間氏代々は次の通りである。

- 初代 直重 狭間大炊四郎、初名有重、法名龍祥寺、自明覚宗 母阿波藤内左衛門尉女、領豊後国大分郡狭間村 依称狭間氏、狭間家祖也、在城于大分郡阿南郷龍原村権現岳
- 二代 重泰 狭間大炊四郎 法名 性隆
- 三代 直親 狭間大炊又四郎 法名 性珍
- 四代 政直 狭間大炊四郎、建武年中人、建武元年三月繪旨及武功御教書所持、当時之武将也、法名祥中
- 五代 資直 狭間新蔵人佐 法名性松
- 六代 英直 狭間筑後守 兵庫助 法名性吉
- 七代 親賢 狭間大炊四郎、法名 性寿
- 八代 親宣 狭間式部少輔 法名 清円
- 九代 親政 狭間蔵人頭 法名 義英
- 十代 親貞 狭間形部少輔 法名 宗全
- 十一代 親益 狭間右衛門太夫 法名 宗高
- 十二代 親幸 狭間孫四郎 法名 道心
- 十三代 親富 狭間七郎次郎 法名 健隆
- 十四代 親年 狭間弥三郎尉 法名 性桂
- 十五代 長秀 狭間右衛門太夫 法名 宗秀

十六代 鑑秀 狭間形部大輔 法名宗温  
十七代 鎮秀 狭間山城守 天正年中死 法名 宗関  
十八代 塩松丸 狭間鎮秀長男 母三宮 智女 天正十四年早世、于権現岳城

「考察」

狭間直重は、狭間氏初代の領主であり、元寇の役で活躍した人である。直重は大友の惣領親秀と共に、元軍襲来に対し警備にあたった。元寇の役は文永十一（一二七四）年と弘安四（一二八二）年の二度の蒙古民族の襲来であるが、鎌倉幕府は九州の沿岸に異国警固番役を置いた。

弘安三年（一二八〇）年十二月八日付で、時の鎌倉幕府の執権北条時宗から守護人大友頼泰に当てられた書状には、

『鎮西警固の事、蒙古異賊等明年四月中襲来すべしと云々早く役所に向かい嚴重に用意いたすべし、近年守護御家人、或いは所務の相論に依り、或いは検談の沙汰に就き、多く以って不和の間、同心之儀無きの由その聞こえ有り、自身の宿意をさしはさみ、天下の大難を顧みざるの条、甚だ不忠也、御家人己下軍兵等は、守護の命に随い防戦の忠を致すべし、守護人亦親疎を論ぜず、忠否を注進し賞罰を申し行ふべき也、相互に仰せ背くに於いては、永く不忠の重科に処せらるべし、此の旨を以て国中に相触るべきの状、仰せに依つて執達件の如し』

弘安三年十二月八日 相模守（北条時宗）

大友兵庫頭入道殿

「蒙古警古結番事」にあるように、各国の守護が計画して警備をする中で、狭間氏は大友氏と共に、秋の三ヶ月を警備している。

狭間氏はこの元寇の役の功勞により狭間の所領を給与されたとする「豊後国凶田帳」には、問題もあるとされている。

それは、給与された所領が、同族の志賀泰朝氏（田地五町、屋敷三ヶ所、畑地一町）、宅間泰秀（田地十町、屋敷三ヶ所、畑地一町五反余）、田原基直（田地十町、屋敷三ヶ所、畑地一町五反）であったことに比べると狭間氏の三十五町はあまりにも広すぎると思われるので疑問が残る。

伝説では、直重は武勇に優れ、また力持ちであったことから、誰も持ち上げることの出来ない大きな石を持ち歩いて、家来を驚かせたといわれている。その大きな石が、いまでも鬼瀬の狭間氏の家の庭に残っている。

#### (一) 狭間直親の活躍

増補訂正編年大友資料 三

三浦本

阿南莊 八十町 領家室大納言

今三字なし

又四郎直親

室大納言知藩拙記を見るに、葉室家とも葉室祖權中納言正三位顯隆

八世孫權大納言正二位頼親ともあり正安元六月出家法名円親嘉

元四年二月七十三薨 室大納言八室町の脱字か外葉室家あれと

も大納言の人なし室町家は大系図に西園寺祖正二位中納言道季

孫正二位内大臣実宗公流正二位權中納言実藤卿なるべし永仁六

年薨去とあり、又知譜拙記を見に葉室祖權中納言正三位顯隆八

世孫權中納言正二位頼親卿あり、正安元六月出家、法名円親嘉

元四年二月七十三薨去とあり、何れか後考をまつべし、狭間尼

公生蓮ハ 大友家譜に親秀四子狭間大炊四郎直重母粟藤内左衛

門尉姉とあり、是なるべし、未考、忠用は三浦本土用とあり、

狭間氏の末 応仁年間土用松丸と言童名の人あり、可考、今五

十七村有郡西也

光一松名 十五町 肥後国御家人菊池三郎武弘 三浦本 房高増捕

訂正編年大友資料 六

(註) 延元三年(一三三八)二月二十一日、北畠顯家、伊賀を

経て、是日、奈良に入り、北軍と戦う。二月二十八日顯家、天

王寺に於いて敗れ、河内に走る、義良親王等吉野に赴き給ふ。

八 南都警固事、昨日六日御教書如此、早任被下之旨、不日可被発

向候、仍執達如件、

建武五年正月七日 沙弥 在判

(正供)

狭間大炊四郎入道殿 (此裏花押あり)

(註) 立花家蔵大友文書に左記あり。之は狭間氏の文書也。

頸訖於當寺、致不退警固、五月十六日、令發向和泉国堺津、同  
二十二日、堺濱合戦之時、馳向新田綿内、致太刀打之條、詫磨  
大炊

助政秀、令見知訖、同二十五日、令帰洛、二十九日經宇治路、  
六月一日、致男山合戦、自同日取陣洞當下、致不退警固、同二  
十八日、自葛和路、押寄一城戸、正供致軍忠之刻、乍被射左、  
及太刀打、御敵於城内追籠訖、隨而、取陣城戸口、致日々夜々  
合戦、抽拔群軍忠者也、將又、自六月一日、迄于七月十二日、  
凶徒没落之期、不去陣内、致合戦軍忠者也、此等次第総領大  
友式部丞氏康代出羽三郎藏人師宗證判状分明之  
上者、預御一見状、為備後代龜鏡、仍、言上如件

建武五年八月日 (高 師直)

執事 判 (この裏花押あり)

裏書云 大友藏人一見状 校合畢

(註) 興国二年(一三四一)八月十六日、後醍醐天皇御三周聖忌の  
御仏事を修ぜらる、狹間入道正供御仏事用途を献す。左記三通  
は立花家藏大友文書中にあり。何れも狹間氏の文書也。

〔大友家文書録〕 北朝暦応四年

南朝興国二年 辛巳七月、狹間正供、預後醍醐

帝仏事料之事、

(正供)

狹間大炊四郎入道

豊前国三沓村 二貫文

(後醍醐天皇)

右、来月十六日、先朝御第三年後仏事用途、所被支配彼御代已後知  
行分也、同十日開白已前、可被究済等持院之状如件

(南興国二年)

暦応四年七月四日

(三) 狹間政直の活躍

狹間氏四代政直には次のような多くの記録が残っている。

五 狹間政直軍忠状

大友一族狹間政直軍中事

一 去年建武二十二月十二日、於伊豆国佐野山參御方、致合戦忠  
訖

一 同十三日、伊豆国府合戦追落兇徒等おわんぬ、

一 同十五日、一族等可相向数禅寺由、被仰下間、即時

相向静謐訖

一 今年正月二日、近江国壹岐代宮仁立籠兇徒等間、致合戦  
忠追落訖

一 同八日、於八幡並びに大渡橋上、盡戦功訖

一 同十一日、太田判官(結城親光)合戦時、分捕頸壹、加  
之親類袋小次郎討死おわんぬ

一 同十六日、於法勝寺西門、伊方次郎被疵おわんぬ

一 同廿七日、親類伊方彦七被疵訖、左腰同脛射疵

- 一 同廿八日、分捕頸壹、
  - 一 同晦日、致戦忠舟波地面御共仕分畢、
  - 一 二月十日、打出合戦盡忠訖、
  - 一 同十一日、豊嶋致忠おわんぬ
  - 一 鎮西共仕、多々良浜合戦尽忠、御在間宿直仕訖、
  - 一 御上洛間翌日令参向、六月十日可警固山崎関所由、將軍家直被仰下間、令警固おわんぬ
  - 一 同十五日、可固作道旨、被仰下之間、遂其節、同十八日就望申、可発向山門由、被仰下、則罷向おわんぬ
  - 一 同十九日、於西塔南中尾、親類大炊四郎直信若党八郎被疵訖
  - 一 同廿日、於同所致合戦おわんぬ
  - 一 同晦日、於神楽岡下、懸先致合戦おわんぬ、
  - 一 同八月廿五日、竹田河原並阿弥陀峯合戦致忠、御敵対治訖
  - 一 同廿八日、於吉田河原懸先おわんぬ
- 右、数箇所軍忠之次第、御存知之上者、早賜御判、為備龜鏡言上如件、

建武三年九月 日

「承候おわんぬ、沙弥（花押）」

【考察】

狭間政直の活躍について、また、其のころの情勢について、「挾間町誌」には、次のような記録がある。

建武元年（一三三四）三月十六日、狭間氏三代政直（入道正供）は、本貫地狭間南方地頭職を宛行われた。この本領安堵と御沓村地頭職の宛行は、元弘三年（一三三三）の後醍醐天皇新政確立に対する恩賞で、その恩賞地御沓村は北条泰家の所領であった。

北条政権はこのころ、元賊と戦ったあとで、武士に恩賞をわずかしか与えることが出来ず、各地の武士団の不信を買っていた。

その中で、執権北条氏は、多くの権限を家督に集中させた。これが得宗専制政治である。この時期、得宗及び一門の所領が拡大されていったとき、豊前七ヶ所の中には、鎮西探題譜梅津の際の恩賞として、建武元年（一三三四）十一月、挾間政直に宇佐御沓村の地頭職も与えられた。

政直は建武二年十二月から九ヶ月に及ぶ間、尊氏の九州敗走、そして東上に従って、出羽左近大友将官に従って参戦し、各地で大いに戦功を上げた。

狭間氏軍中状では、左の合戦に参加していることがわかる。

○ 大友一族狭間大炊四郎入道正供申、軍忠事では、十二月十二日伊豆佐野山の合戦で尊氏に内応し、軍功を挙げ、翌十三日の伊豆国府合戦でも兇徒を追いおとし、十五日には一族と共に数禪寺の戦に出陣している。

○ 建武三年正月二日、近江国伊岐代官に立籠凶徒等間、致合戦忠追落 八日には、

○ 八幡並大渡橋上で奮戦し、九日遂に負傷。

○ 十一日に京都に突入し、結城大田判官親光と戦い 敵の頸一個

を分捕るが、戦は熾烈を極め、袋小次郎が討ち死にし、十六日には、法勝寺西門において、伊方次郎、二十七日には伊方彦七に共に一族を負傷させた。

狭間政直や共に近畿まで行って合戦をした親戚の者たちは、矢による射傷を受けている。この後、足利氏は、戦力傾き、政直も共に九州へ敗走

○ 政直は始終足利尊氏に従い、六月十日以降も、山崎関所の警固、比叡山西塔口合戦、西塔南中尾合戦、神楽岡下と軍中を重ね、八月に入っても二十五日の竹田河原戦と続き、同族の田原直貞や志賀能長らと共に、尊氏の京都制圧のため、大いに活躍した。

右のように狭間氏は、多くの合戦を通じて、大友氏一族として合戦を続けてきた。

南北朝の時代は、一三三三年から一三九二年である。

北朝 光厳天皇 文和元年（一三五三）足利直冬や少弐氏が共に南朝に降り、菊池武光に加担した。九州で南朝方が増大したので、一族の行く末を配慮して、大友氏時も一時は南朝方に振ったが、まもなく離反して高崎城にこもった。

〔挾間町誌〕一四二頁、「鎌倉時代、得宗及び北条氏一門の所領も拡大されていった。九州九カ国に五十一箇所、其のうち豊前、豊後で十一ヶ所にもぼっていた。豊前七ヶ所の中に建武元年（一三三四）十一月、狭間政直（正供）に地頭職を沙汰された宇佐郡御杵村も含まれていた。」

【参考】『建武三年足利尊氏は、後醍醐天皇と対立し、光厳天皇の院宣を受けて、戦力を立て直すため九州にくだった。この時大友氏（後の氏泰）は尊氏と猶子関係を結んだ。九州の多々良浜に着いた足利軍は総勢五百にも満たなかった。（太平記）という豊後勢では大友一族の戸次・狭間・田原や富来、野上氏等が従軍していた。』（大友物語）

六月十九日 吉統 在判

荒木治右衛門尉 殿

（出典 増補大友編年資料）

三角畑の乱と挾間

（四）狭間親貞の活躍 豊前国規矩郡での戦い

醍醐寺座主満済の日記「満済准后日記」の永享四年（一四三二）正月十六日の項に「豊前国規矩郡内に大友舎弟掃部頭並びに一族狭間ら二百騎が楯籠っており、旧冬（永享三年末）以来毎日合戦が続いている。大友・大内の間は三町ばかりである。はやくあき（廣島）の援軍を派遣してほしいと連絡があった。」と記している。

大友十八代親治の時、豊前に進出してその地を掌中に収め、豊前経営に当たった。このうち、規矩郡の代官職に任命されたのが、狭間氏である。その一人は、狭間刑部少輔親貞であった。

(五) 戦国末期の挟間

挟間鎮秀は、天正六（一五七八）年大友宗麟が日向の伊東氏を援助するため日向に兵を進めた。このとき宗麟の子義統に従って、狭間氏も参戦した。このときの活躍に対して次のような感状を受け取っている。それが次の内容である。

大友 義統 感状

『土持落去刻自身分捕之由、粉骨の儀候、弥馳走肝要候必

追而一段可賀之候 恐々謹言

卯月十五日 義統

狭間勘解由允 殿』

狭間氏は天正六年三月十五日義統を総大将に、三万の軍勢が日向に向かった。これが第一次日向遠征でこのときは、四月には、土持親成の松尾城を落とす、耳河以北の地を大友氏が平定した。

その後、宗麟は日向にキリスト教中心の新しい国を築こうと、第二次日向遠征をはじめた。しかし、この戦は大友氏が歴史的な敗戦をすることになる。このとき狭間氏は、参戦し戦死者を出し次のような感状をもらっている。

大友 義統 感状

『於今度高城表、父勘解由允・同前被官一人戦死、忠義之次第無比類候、必追而可賀之候、恐々謹言

天正六年十二月十三日 義統

狭間弥十郎 殿』

文書からわかることは、狭間勘解由允は、その子狭間弥十郎と共に

に参戦し宮崎の高城表で、狭間弥十郎の父勘解由允と被官一人が、戦死している。この供養塔は、龍祥寺横の狭間氏墓地や鬼瀬の慶福寺などにある。

この戦争で島津氏に敗れたことから大きく弱体化していった。そして天正十四年の島津軍の侵攻を受けることになるのである。

「大友豊筑乱記巻之下」では、天正十四年の豊薩戦争の項で次のように記されている。

舟ヶ尾城・松ヶ尾城

台鳥鼻橋爪に籠りし軍兵、舟ヶ尾城に敵押し寄せ、鬨の声鉄砲の音聞きつけて、加勢して後矢射んと我も我もと馳せ進む処に、黒鉛の立ち上るを見て、はや落城と覚えたりとて道より取って返し、大津留河内守鎮益が罪状の松ヶ尾城に取り籠る。新納右衛門左は、船ヶ尾城をたやすく攻め落としたる勢いに、松ヶ尾城をも責め亡さんと、同日に松ヶ尾城に押し寄せ、城の要害を見れば、四方難所にて岩岸峨峨しく、谷は幾千丈の深さとも知らず。鳥ならでは上りがたく思われければ、急ぎ押し寄せたる詮もなく、矢入れをせず取って返し、其の日は人馬の息を休めんとて、船ヶ尾城に野陣を捕り手居たりける。

明ければ梗間山城守鎮秀の籠り居る権現山城を攻め破らんと押し寄せける。これも難所高山にて、鳥もたやすく飛びがたく、人間業にて力攻めにはなりがたく、殊に梗間は大身故に多勢取り籠る城中に人数居余り、脇山の次に燕城とてありけるを拵へて軍兵多数籠り置ける。寄せ手も責めかかり難く、数日を送りける。

然るに新納右衛門左は、若武者ながら知慮堅き故、色々謀略をし終わりに梗間に降参させ、薩摩方へ与力の由にて、権現山城を引き退きける。舟ヶ尾一城ばかりこそ加藤、矢波、因幡が後矢にて攻め破りけれども、松ヶ尾権現山に大勢籠り居たれば、こころもとなくおもわれける。

(出典 大友豊筑乱記卷之下)

【考察】大友豊筑乱記卷之下には、狭間氏即ち大友方が戦争では、狭間氏の守る権現岳城を降参させ、薩摩方へ与力となったので権現山を引き退いたとあり、狭間氏が負けしかも薩摩方に加勢することになったという見解である。大友方のこの見解だと、後に狭間氏が薩摩に味方した逆賊と見られたのは当然と考えられる。

阿南庄船ヶ尾権現嶽合戦之事 西治録より

大友方、挾間山城守鎮秀は、薩兵防のため、義統の命を受けて、高崎より直に挾間より式里隔り、猿渡村、権現嶽に城をかまへ、一族近臣を始、郷民迄相催し籠りけるが、東に雙たる燕ヶ嶽には、平松上野介、向井藤蔵兩人に兵を與へて遣し置。去程に、朽網口の薩将島津義弘、十二月十三日勢を三手に、一手は、自分に領し、朽網に居、一手は新納忠元将として、玖珠郡津の無禮の城に、豊兵、森、帆足、小田、長野杯大勢籠りけるを、攻討んと差向ければ、容害堅固にして落得ず、方便を思慮して、只遠巻して居たり。一手は新納が息右衛門佐久将将として、同七日大分郡阿南庄船ヶ尾城におし寄る。城中には、斉藤将監、笠和矢因幡、土師彌七を先として、四百餘人籠居けるは、薩兵の先手小川掃部兵衛といふものを鐵炮にて討

落し、此勢に乗じ、城主討手掛れば、薩兵こらへず引退く所に、笠和矢因幡かねて朽網入道が内通に應じ、二心をなし、城中を走り廻り火を放つ。寄手是に氣を得て攻付けければ、城兵さんさんに敗北しける所に、武宮、辻の堂、橋爪、鳥の鼻等に籠り居たるものども、後詰せんと打出けるが、敗北のものを憐んで、大津留鎮益が居城松ヶ尾へ誘ひ入にける。其外所々に籠り居たる豊州方の小給人、船ヶ尾既に落たるを聞、戦はざる先に落たるもの多かりけり。新納は此勢に、松ヶ尾攻落さんとして、大津留指て押寄る。城主大津留鎮益は義統に随て龍王に立、留守のものども防戦の評義をなしける。其間に、鎮益が老母妻子大軍の圍たるに恐れ、早自害したりければ、此上は詮なき事とて、城兵思ひ思ひに落行たり。薩兵は直に又権現嶽に馳向ふ。先陣は城より西北に川を隔て陣を取。新納久将は、賀須懸原に屯し、双方同時に攻かかる。城中は小勢ながら、挾間鎮秀軍練突て防ければ、寄手被討のみにて、日を重ね攻あぐみける所に、城中是を悟り、さらば夜討にせんと儀定し、馬場庄蔵、向井藤蔵、仲元寺甲斐之助、平野馬之丞、三ヶ尻長門、園田六郎、二宮源助、宮崎大學、須美太郎左衛門、平井将監杯を先として、忍んで西の方より向はせ、別に大勢を出し、川を渡、鯨波を上げければ、薩兵驚き、すは夜討なるぞと、川岸斗に目を配つて居たる所、西の方より真しぐらに攻込、一戦に討勝ける。薩兵口惜哉と思ひけん。翌日は無二無三に攻かかる。城兵、得たり賢しと手筋を替て防戦し、中々落ベきとも見へざれば、薩兵より辯舌のものを遣し、和を乞、領承せば、それを名にして退んと評儀す。城中には、毎戦勝といへども、素よ



り小勢、其上、二宮源助夜討に手負けるが、終に昨日卒しぬ。かの痢病流行に、士卒は思い思いに立去べし。一族は自害すべしと云ける所、敵方より村井権兵衛というもの来り、諠けるは、和融し薩州に従ひ給はば、先知一倍を宛行はるべしと、言葉を盡して申ける。平井將監出向ひ申けるは、山城事、當城を枕に討死と思定候得ば、和融如何に候得共、謀斗評議せしめ、是より可及返答と答へ、使者を返し挾間に斯と申ければ、及和融なば、定て人質可取候。左有ては、屋形に疑れんと申ける所に、二宮源助が弟、庄次郎、今年拾六歳にて、御嫡の代りに某人質に可出と望ければ、左あらばとて、三ヶ尻長門を使者として和融の返答申遣ければ、案のごとく質を望むに依て、挾間が嫡、鹽松を可遣と申遣す。敵方には、親類有合ざれば、さりぬべきもの十人可遣と申越けり。依之、庄次郎を鹽松として遣し、代に十人を受取。挾間龍祥寺の傍に、圍を作り籠め置けり。斯て新納軍を返せば、挾間は其儘権現嶽に居たりけるが、翌年宗麟の差圖にて、右質十人を誅せられける。庄次郎も定て可被誅と思ひける所に、秀吉公御下向。静謐之上、台命あつて、人質および囚はれしもの共、皆本國へ被返ける故、庄次郎は無恙こそ歸りけり。

(出典 西治録)

『大友義統書状

狭間民部少輔殿

昨日 十三 嶋津兵庫頭事、 從武宮如不忠罷越候之刻、鎮秀以手切悪党討果、死證九到来、被勵貞心候之事、感悦候、方角之儀候之間、倍大津留民部少輔被申談、可被抽馳走事、肝要候、猶年寄共

可申候、恐々謹言

三月十四日

義統

『大友義統書状

為豊筑閉目、急度出張候、然□□龍翔寺可在陳之条、宿誘之儀、別而馳走可為祝着候、不日可□寄候之条、被得其意、聊不可□断之儀候、恐々謹言

三月十一日

義統

狭間刑部太輔殿

増補訂正編年大友資料 六卷

〔大友家文書録〕(天正十四年十二月頃)

高崎城守將狭間刑部少輔鎮秀叛義統降家久、家久使福原氏、枝次氏入其、城共守之 一説鎮秀祥降也、明春、薩兵帰国時追撃而、顯素志按明年義統 糺家臣忠否、鎮秀、亦以叛之故誅焉今從之則一説頗有疑乎

増補訂正編年大友資料 二十八卷

〔大友家文書録〕(天正十五年六月)

(由布院)

狭間山城守事薩州一味之儀、顯然之條誅伐之段至院内衆申付候處、其方、別而、碎手、分捕高名之由、感入候必追而、一稜、可賀之趣、猶、宗像掃部助可申候、恐々謹言

【考察】西治録では、権現岳城での戦が事細かに書かれている。狭間氏の戦略として、人質交換をして講和を結んでいる。講和であれば、戦後狭間氏は味方から成敗されるべき理由は無いと考えられる。

しかし、薩摩との講和によって、他の武士団から「そしり」を受けたのであろう。増補訂正編年大友資料 六巻の前掲資料からも鎮秀がそしりを受けたことがわかる。

他の武士団から「そしり」を受けないように、天正十五年（一五八七）鎮秀は、薩摩兵の首九つを龍王城の義統の元に送っている。そして、義統から感状を贈られ、信頼回復が出来たかとも思われた。しかし、その後、義統の鎮秀への信頼は、変化したのか鎮秀を他の武士に討たせることになる。このことは、天正一五年（一五八七）宗麟がなくなつたので、鎮秀に対する義統の態度が変わつたとも考えられる。また、龍王城へついていかなかった狭間氏への他の武士団からの批判も強かつたものと考えられる。

狭間鎮秀が、攻められ戦死したことについて、大友家文書では、「薩州一味」であることがはっきりしているので、誅罰することを院内衆に申し付けたとしている。大友家の中では、狭間氏が薩摩に味方したことがはっきり通説となつている。

挟間久氏の「豊後大友物語」の四七八頁では、「権現嶽城の狭間鎮秀も、島津軍に内応したという罪で天正十六年閏五月、由布院で滅ぼされた」とある。鎮秀が滅ぼされたのは、天正十六年六月二日である。湯布院町の六所宮の東側に墓、供養塔が残っている。

それにしても何故、狭間氏は、義統について宇佐竜王城へ行かなかつたのであろうか。それにはいくつかの説が考えられる。

- 一 大友義統に、挟間に残つて郷土を守るように、命じられた。
- 二は、狭間氏が郷土狭間に帰つてきたのはわずかに、父鑑秀の代

ではなかつたか。とすると狭間を離れるのがいかにも心おしかつたので、郷土の守りを望んで、狭間に残つたのではないか。

三は、狭間氏が主君として、義統をあまり信頼してなかつたので、付いていかなかつたのではないか。

四は、権現嶽城での人質交換事件のあと、「十人の薩摩兵の人質の処置について、如何しようかと」宗麟に相談していることから、義統よりも宗麟を頼りにしていたからついていかなかつたのではないか。

狭間氏は、最後に周りの人々のそしりを受けて、罪に落とされたようにも見える。これは庄内の大津留氏や由布院の奴留湯氏が、苦勞して付いて行つたのに比較すると、樂をしたように思われてそしりを受けたのかもしれない。

また、領主 義統の判断に間違いは無かつたのか。と考えざるを得ない。

#### 〔参考文献〕

- ① 大分県資料（二十六）第四部 諸家文書補遺（二）八八頁
- 二 大友義鑑書状
- 三 大友義統感状
- 四 大友義統感状
- 五 狭間政直軍忠状
- 六 大友義統書状
- 七 大友義統書状

- ② 豊後大友物語 著者 狭間 久 四七八頁
- ③ 大分県の歴史 渡邊澄夫
- ④ 由布市挾間赤野 「甲斐家文書」
- ⑤ 由布市挾間鬼瀬 「挾間家文書」
- ⑥ 大分県資料（二十六） 第四部一〇六頁 狭間家譜一三
- ⑦ 「増補訂正編年大友資料三」 七号
- ⑧ 増補訂正編年大友資料 三
- ⑨ 増補訂正編年大友資料 六
- ⑩ 増補訂正編年大友資料 二十八卷